

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所
北星林業株式会社
宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘二丁目 30-20
2. 指名停止措置期間
平成 26 年 2 月 7 日から平成 26 年 3 月 6 日まで（1 ヶ月）
3. 指名停止措置の範囲
東北森林管理局管内
4. 事 実 概 要：
北星林業株式会社は、平成 25 年 8 月 1 日付けで東北森林管理局仙台森林管理署長と契約した造林事業請負（保育間伐活用型）（32 林班ほ1小班外）において、境界標示木を見落としたまま伐倒を進め、事業区域外（32 林班ち小班）のスギ生立木 7 本、材積 4.20 m³を誤伐した。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第 16 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。
また、当該業者は、林産物競争参加資格についても有しており「国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の具体的推進について」4（2）（立木販売における事故等の措置）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については 1 ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
（不正又は不誠実な行為）
16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

〈国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の具体的推進について〉

4 労働災害が発生した場合等の措置

（2）立木販売における事故等の措置

立木販売の契約者において、契約違反、事故、不正行為等（労働安全衛生に関するものを除く。）があった場合、森林管理局長はその状況に応じて、「措置要領」を参考にして契約等の一定期間の停止等の措置を講ずるものとする。

問 い 合 わ せ 先
東 北 森 林 管 理 局
秋 田 県 秋 田 市 中 通 5 - 9 - 1 6
総 務 企 画 部 経 理 課 長 三 上 均 電 話 018-836-2070